

# 第58期 報告書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

株式会社TKC

## 目次

株主の皆様へ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	15
連結損益計算書	16
連結株主資本等変動計算書	17
連結注記表	18
会社概要	27
役員等の状況	29
株主MEMO	30

本社ビル



# 株主の皆様へ



株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第58期事業報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款第2条に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

- 一、会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
- 二、地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

第58期におけるわが国経済は、原材料やエネルギー価格の高騰の影響はあったものの、株価の上昇や消費拡大によって活発化し、緩やかながらも景気回復の動きが続きました。一方で、当社グループの顧客においては、度重なる法律・制度の改正により、その実務対応が何度も必要となりました。当社グループはその都度、法律・制度の改正に迅速に対応したシステムと研修サービスを提供し、顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を展開しました。

次頁以降に当社グループの活動の詳細を記載しております。

この結果、第58期通期の当社グループ経営成績は、売上高75,219百万円（前期比4.6%増）、営業利益15,505百万円（同8.1%増）、経常利益16,035百万円（同8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11,274百万円（同4.1%増）となりました。

令和6年9月期の期末配当金につきましては、株主の皆様には敬意と感謝の意を表するため、令和6年11月13日付で開示いたしました「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株につき55円（普通配当45円、特別配当10円）とさせていただきます。これにより当期の年間配当金は、中間配当45円に期末配当55円を加えた1株当たり100円となります。

第59期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客様の事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発およびこれらの一層の充実を図ってまいります。これにより、顧客ならびに地域社会に貢献し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月

代表取締役社長 飯塚 真規

# 企業集団の現況

---

## 1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国7都市）によるコンピューター・サービス
  - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
  - 2) データストレージ・サービス
  - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
  - 1) インターネット・サービス
  - 2) イン트라ネット・サービス
  - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
  - 4) データベース・サービス
  - 5) データストレージ・サービス
  - 6) データバックアップ・サービス
  - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

## 2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、原材料やエネルギー価格の高騰の影響はあったものの、株価の上昇や消費拡大によって活発化し、緩やかながらも景気回復の動きが続きました。

一方で、当社グループの顧客においては、度重なる法律・制度の改正により、その実務対応が何度も必要となりました。当社グループはその都度、法律・制度の改正に迅速に対応したシステムと研修サービスを提供し、顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を展開しました。

会計事務所事業部門では、消費税インボイス制度下で初めてとなる決算・申告、改正電子帳簿保存法に基づく電子取引の保存義務化への対応、そして本年6月からはじめた定額減税制度への対応など、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）を支援しました。

地方公共団体事業部門では、令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に従い、標準仕様書への適合期限（令和8年3月末）までに、円滑にシステムを移行できるようにシステム開発および移行支援に取り組んでおります。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が75,219百万円（前期比4.6%増）、営業利益は15,505百万円（同8.1%増）、経常利益は16,035百万円（同8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,274百万円（同4.1%増）となりました。

なお、営業利益や経常利益が前期と比較して8%を超えて増加しているにもかかわらず、親会社株主に帰属する当期純利益が4.1%の増加にとどまった理由は、前期において非連結子会社（TKC金融保証株式会社）の吸収合併に伴う「抱合せ株式消滅差益」（特別利益）として365百万円を計上したことによります。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

### (1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は50,467百万円（前期比3.5%増）、営業利益は11,289百万円（同1.4%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比4.6%増となりました。これは、関与先企業において経理事務のDX（Digital Transformation）が進行する中で、「FXクラウドシリーズ」の導入が進んでいること、および会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメントシステム（OMSクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「OMSコネク」の採用が進み、クラウドサービスの利用量が増加したことによります。

- ② ソフトウェア売上高は、前期比4.0%増となりました。これは、消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法、さらに、定額減税制度にいち早く対応した「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.6%増となりました。これは中堅企業向けの財務会計システム「FX4クラウド」の新規受注に伴う立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比6.6%増となりました。これは、中小企業庁の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となっているため、ハードウェアの受注が堅調だったこと、およびIT機器の販売単価が上昇していることなどによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比3.1%減となりました。これはデジタル複合機をはじめとする事務機器などの収益認識基準における代理人取引が増加した一方で、デジタル化の進展による会計用品販売等が減少したことによります。
- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が順調に伸びていることによります。

## (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は21,754百万円（前期比6.9%増）、営業利益は4,110百万円（同34.4%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比0.2%減となりました。これは、前期に受託した新型コロナワクチン追加接種に係る接種券の印刷業務が当期はなかったことによります。一方、地方税共通納税システムの対象税目拡大や新規顧客のシステム本稼働に伴うサービス利用料は、順調に増加しています。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比28.8%増となりました。これは、標準準拠システムへの移行に伴うシステム改修業務をはじめ、低所得世帯への給付金制度や子育て世帯の経済負担軽減策、定額減税制度、児童手当制度改正、マイナンバーカードにおける氏名のローマ字表記対応など各種法改正に伴う一時的なシステム改修業務が大幅に増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比34.4%減となりました。これは、前期に受託した住民基本台帳法の一部改正により開始された「転出・転入手続きのワンストップ化」や地方税共通納税システムの対象税目拡大などの導入支援業務が当期はなかったことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比6.1%増となりました。これは、当期においてハードウェアやネットワーク機器の更改を迎える顧客団体が増加したことによります。

- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いシステム改修業務の大幅な増加によります。

### (3) 印刷事業部門（子会社：株式会社T L P）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は2,997百万円（前期比6.7%増）、営業利益は101百万円（同21.0%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス（以下、D P S）関連商品の売上高は、前期比10.3%増となりました。これは、一般企業からのダイレクトメールや健康保険の資格情報などの通知物の製造・発送業務の受注が増加したことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.0%増となりました。これは、顧客企業におけるデジタル化の進行により伝票印刷業務の受注が減少傾向ではあるものの、ノーカーボン紙を利用した複写式手書き伝票の需要が根強く残っていることによります。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比27.2%減となりました。これは、前期において受注した消費税インボイス制度を解説する書籍や顧客企業の周年記念事業における印刷業務が当期はなかったことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較し減少したのは、個人情報を取り扱う印刷事業部門において、サイバー攻撃の脅威が増大することに備え、セキュリティー体制を刷新するための費用負担が増加したことによります。

### 3. 全社に関わる重要な事項

#### (1) T K Cのペポルアクセスポイントのユーザー数が5,600件を突破

デジタル庁よりPeppol（ペポル）サービスプロバイダーの認定を受けている当社のペポルアクセスポイントのユーザー数が令和6年9月末日現在、5,600件を突破しました。ペポルインボイスのユーザー数、送受信実績ともに順調に増加しています。

#### (2) 「デジタル・インボイスからの詳細な仕訳生成」の特許を取得

令和6年6月26日、当社は「デジタル・インボイスからの詳細な仕訳生成」に関する特許を取得しました（特許第7511098号）。本特許技術は、部門別業績管理などの目的に沿って、受け取ったデジタル・インボイスの明細単位で仕訳を生成できるものです。本特許技術に関して、その実施権を一定の条件下で無償開放し、デジタル・インボイスの普及と活用に貢献します。

#### (3) O B Mの「ビジネスマッチング契約」を締結する金融機関が21行に拡大

「海外ビジネスモニター（OBMonitor、以下「O B M」）」についてのビジネスマッチング契約を締結する金融機関が21行に拡大しました。O B Mは、海外に進出している日系企業(海外子会社)の財務状況を日本の親会社が「見える化」できるクラウドサービスです。当社はO B Mの提供を通じて中堅・中小企業の海外展開を支援しています。令和6年9月末日現在、累計1,630社(世界38カ国)に利用いただいています。

#### (4) T K Cカスタマーサポートサービス株式会社（T C S S）がHDI「三つ星」を3年連続で獲得

当社が100%出資するコールセンターサービス専門子会社のT K Cカスタマーサポートサービス株式会社（T C S S）は、その電話対応についてHDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」の最高評価の「三つ星」を令和5年10月18日に獲得しました。これにより、T C S Sは3年連続で最高評価を獲得しました。

## 4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先企業である中小企業の持続的な発展を支援するため、TKC全国会と密接に連携し、製品やサービスの開発・提供に取り組んでいます。

また上場会社などの大企業や法律事務所、大学・法科大学院等にも各種クラウドサービスを提供しています。

### (1) 「黒字決算と適正申告」の実現に向けた活動

#### ①TKC方式の自計化の推進（「FXシリーズ」の推進）

中小企業は、コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済開始、インフレや円安などにより、厳しい経営環境に置かれています。そのため当社は、企業向け財務会計システム「FXシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、得意先順位月報、当期決算の先行き管理）の活用を通して経営者が戦略的な意思決定を迅速に実施できるよう支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や、給与計算システム「PXシリーズ」との給与仕訳の連携機能など「日常業務レベル」の機能の活用も支援しています。特に、定額減税制度対応ではシステム対応はもとより、研修・マニュアルも迅速に提供し、17万社以上の関与先企業の給与計算事務を支援しました。

FXシリーズは消費税インボイス制度に完全対応しており、適正な消費税申告が可能です。特に、a)経過措置や特例の適用可否を自動チェックする機能を搭載、b)免税事業者との取引に関する経過措置により消費税額とみなされる額の自動転記が可能、c)青色申告決算書、消費税申告書、勘定科目内訳明細書への適格請求書発行事業者番号の自動転記が可能——の3点により、会計帳簿から消費税申告まで一気通貫で業務を完遂でき、会計事務所業務の生産性の向上と適正申告につながると高く評価されています。

こうした評価の結果、令和6年9月末日現在でFXシリーズの利用企業数は32万5,000社となりました。当社は「FXシリーズ」の導入を通じて中小企業の月次決算体制を構築し、「黒字決算と適正申告」の実現を支援していきます。

#### ②適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成支援

当社が提供する財務会計システムの最大の特長は、TKC会員事務所が関与先企業に毎月実施する巡回監査と月次決算を前提とし、巡回監査実施後の取引データにおいて、遡及的な訂正・加除処理を禁止しているところにあります。この特長を生かし、金融機関などが客観的に会計帳簿の

信頼性を判断する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明しています。コンプライアンス違反倒産が増加している昨今、「記帳適時性証明書」は「帳簿の証拠力」を証明できる資料であり、その重要性は今後ますます増していくと考えています。

### ③ 「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、関与先企業の経営者からの依頼にもとづいてTKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。

当社は「TKCモニタリング情報サービス」で送付される以下の3帳表により、中小企業の決算書の信頼性が確認できることを、金融機関に訴求しています。

1) TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「TKCモニタリング情報サービス」は令和6年9月末日現在、493金融機関に採用されており、その利用件数は34万件を突破しました。

「TKCモニタリング情報サービス」は、経営者保証ガイドラインで示された3つの要件（法人と個人との関係を区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示による経営の透明性の確保）を確認できるツールとして、中小企業の経営支援に取り組む金融機関や信用保証協会から高く評価されています。

### ④ TKC全国会との連携による優良企業の育成

会計事務所事業部門は、TKC会員1万1,400名（令和6年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で「黒字決算と適正申告」の実現に向けて事業を展開しています。

TKC全国会は、令和4年より向こう3年間の運動方針を以下のとおり掲げています。

「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう」

1) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する — 「TKC方式の自計化」の推進

2) 租税正義の守護者となる — 「TKC方式の書面添付」の推進

3) 黒字化を支援し、優良企業を育成する — 「巡回監査」と「経営助言」の推進

当社は、T K C全国会の運動とその目標達成を支援するために、T K C方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開しています。

なお、T K C全国会は、25万社超の決算書データを収録した「T K C経営指標（B A S T）」を発行しており、以下の条件を充足した企業を「B A S T優良企業」と定義しています。

- ・ T K C方式の自計化による月次決算の実施
- ・ 税理士法第33条の2第1項に基づく書面添付の実践
- ・ 中小会計要領（含む、企業会計基準および中小会計指針）への準拠
- ・ 限界利益額の2期連続増加
- ・ 自己資本比率が30%以上
- ・ 税引前当期純利益がプラス

当社は、T K C会員による優良企業の育成を支援しています。

#### ⑤会員導入（T K C全国会への入会促進）

T K C全国会は、令和4年から令和6年までの3年間で新規に入会する会員事務所を1,000件超とする目標を掲げて取り組んだ結果、本年9月末にこの目標を達成しました。これはT K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携した取り組みを強化したこと、また新たにT K C全国会に入会した事務所にT K Cシステムを有効に活用いただくためのサポート体制も強化した成果と捉えています。

## (2) 大企業市場への展開

当社は、T K Cシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をT K C会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

#### ①デジタル・インボイスへの対応

令和5年8月に当社はデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の代表幹事法人に就任し、システムベンダーを中心とした約180の協議会加盟会社とともに、デジタル・インボイスの普及活動に取り組みました。令和6年7月には北陸税理士会主催の「税理士業務のデジタルフォーラム」にEIPAとして出展し、当社の「インボイス・マネジャー」によるデジタル・インボイス送受信のシステムデモを実施しました。さらに7月に開催された「カイシャのミライカレッジ2024Nagoya」（ポートメッセなごや）では、国税庁デジタル化・業務改革室とともにEIPAとしてデジタル・インボイスの講演を担当しました。こうした活動の結果「インボイス・マネジャー」は令和6年9月末日現在、中堅・大企業約1,000社に導入されています。当社は今後もデジタル・インボイスの普及に取り組んでいきます。

## ②新リース会計基準対応に関する情報発信

令和6年9月13日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表され、上場企業には令和9年4月から強制適用されることになりました。これにより原則全てのリースについて資産と負債を貸借対照表に計上することとなり、関連契約を洗い出して資産価値を評価する必要があることから、実務上大きな工数を要すると考えられています。当社は積極的に新リース会計基準対応に関する情報を発信しており、8月から9月に配信した「新リース会計基準における不動産賃貸借取引」セミナーは、上場企業をはじめとする経理担当者2,800名が視聴しました。当社は今後も新リース会計基準対応に関する有益な情報発信に努めます。

## ③大企業市場でのシェア拡大とTKC会員の関与先拡大支援

当社が提供する「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」の市場からの評価は高く、多くのグループ通算制度採用企業にご利用いただいています。令和6年9月末日現在で約2万900社あるといわれる資本金1億円超の企業の約40%において「法人電子申告システム（ASP1000R）」「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいています。

また「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和6年9月末日現在で約5,670企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは43%に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち93社(93%)が当社のシステムを利用しています。

## (3) 法律情報データベースの市場拡大

当社は、会計事務所をはじめ法曹界、アカデミック市場、企業法務部門などに広く法律情報サービスを提供しています。

### ①「TKCローブラリー」の収録数やコンテンツの拡充

当社は、業界最大の判例収録数（34万6,000件超）を誇る法律情報データベース「TKCローブラリー」を提供しています。判例情報（LEX/DB）を中心に、法令、文献情報、法律専門誌、法律専門書籍、および関連する付加情報を網羅するとともに、常時ライブラリーのコンテンツの拡充を図っています。こうした活動の結果、資料室や図書館などを利用した紙ベースのリサーチから、オンラインリサーチへの移行が進んでおり、順調に当社サービスの採用数が増加しています。当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学や法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関などでの利用が進み、令和6年9月末日現在で約2万7,000の諸機関で7万IDが利用されています。

## ②アカデミック市場への展開

多くの大学・法科大学院は、オンラインで教材利用やリサーチができる学習環境のDXを推進しています。当社が提供する「TKC法科大学院教育研究支援システム」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出・オンライン演習・テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることが特長です。令和6年度の契約では160を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。

また、司法試験受験を目指す法科大学院生や修了生、予備試験合格者に対し、TKC全国統一模試の実施により、司法試験への対応も支援しています。令和6年TKC全国統一模試の受験者数は2,500名を超え、令和6年司法試験受験予定者約4,000名の6割超を占めています。同業他社の5倍を超える業界1位の実績を誇り、司法試験のスタンダード模試として広く認知されています。今後、法務省が令和8年から実施を予定しているCBT試験移行に向けコンピューターテスト環境整備などの対応を進め、さらなる受験者数の拡大を目指します。

## 5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。当社が地方公共団体に対して提供する「T K C 行政クラウドサービス」は、令和6年9月末日現在で1,140団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用されています。

### (1) 地方公共団体情報システム標準化への対応

令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体は令和8年3月末までに、標準化基準に適合する基幹業務システムを利用することが義務付けられるとともに、同システムをガバメントクラウド環境で利用することが努力義務とされています。

当社が現在提供している基幹業務システム「T A S Kクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。さらに「T A S Kアウトソーシングサービス」の提供により、納税通知書や選挙入場券などの大量一括印刷処理を一体的に支援しています。こうした点が評価され、当社の「基幹系関連サービス」は令和6年9月末日現在で約170団体に採用されています。

当期においては、基幹業務システムの標準化を支援するため「標準準拠システム」の開発を進めるとともに、「標準準拠システム」および「ガバメントクラウド」への期限内移行の完遂に向けた顧客団体への各種支援活動を実施しています。

### (2) 行政手続きのデジタル化・オンライン化支援

当社は、窓口業務のデジタル化「3ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を開発・提供しています。

当期においては「T A S Kクラウドスマート申請システム」「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」の機能強化を行うとともに、今後のマイナンバーカードの利用拡大を見据えて「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の全面リニューアルに取り組みました。

その結果、令和6年9月末日現在、「T A S Kクラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む60団体以上に、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は120団体以上に、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は180団体以上に採用されています。

### (3) 地方税務手続きのデジタル化支援

当社は、地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として

各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した約50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和6年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。

なお、国はe L T A X等を利用して地方税務手続きの「デジタル完結」を目指しており、当社はその実現に貢献すべく市区町村および関係機関を支援していきます。

#### **(4) 内部事務のデジタル化支援**

当社は、地方公会計一体型の財務会計システム「T A S Kクラウド公会計システム」およびその関連システムを開発・提供しています。

当期において、実施計画から予算編成、決算、行政評価まで“一気通貫”で支援する「持続可能な行政経営」を支援する各種機能および電子決裁システムの大幅な機能強化を行いました。その結果、「T A S Kクラウド公会計システム」は令和6年9月末日現在で約360団体に採用されています。現在、「T A S Kクラウド文書管理システム」の開発を進めており、「T A S Kクラウド公会計システム」と一体的にご利用いただくことで、内部事務のデジタル化および業務効率化が期待できます。

## 6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業を担う株式会社 T L P では、当社会計事務所事業部門の統合情報センターで使用する T K C コンピュータ用連続帳票や T K C コンピュータ会計事務用品の製造、当社地方公共団体事業部門のアウトソーシングサービスにおける各種税帳票等の印刷・印字をはじめ、当社顧客に提供する印刷物を製造しています。また、一般企業および官公庁、市区町村等に対しては、D P S やビジネスフォーム印刷および商業美術印刷を基軸に事業を展開しています。

D P S 分野では、DMの作成および総務、経理、人事部門の通知関連業務の合理化を目的としたアウトソーシング（B P O）を提供しています。特に、Q R コードの活用によりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き帳票や特定帳票の需要は顕在であり、フォーム印刷の強みを生かした営業活動を展開しています。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷物や、法律改正による専門書籍の改版など顧客企業が求める出版物をタイムリーに提供するなどの支援をしています。またコロナ禍後、対面によるセミナーやイベント開催が増加しており、配付資料作成の需要も増えています。デザインの作成から印刷までを一貫して請け負うことにより付加価値を高め、新規取引先の拡大につなげています。

また、環境配慮を志向するお客さまが増えていることを背景に、F S C®認証紙の取り扱いは、前期比45.5%増となり順調に増加しています（令和4年10月3日付でF S C森林認証（C o C認証・FSC-C182216）を取得）。クリアファイルに代わる環境配慮製品として、新たに紙製ファイルの製造・販売を開始しており、環境配慮を志向するお客さまのニーズに対応しています。

# 連結貸借対照表 (令和6年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,672</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,347</b>
現 金 及 び 預 金	33,697	買 掛 金	3,072
受 取 手 形	23	電 子 記 録 債 務	791
売 掛 金	9,671	1年内返済予定の長期借入金	71
契 約 資 産	344	リ ー ス 債 務	156
リ ー ス 投 資 資 産	37	未 払	2,567
商 品 及 び 製 品	346	未 払 法 人 税 等	3,193
仕 掛 品	39	未 払 消 費 税 等	948
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	156	契 約 負 債	1,189
そ の 他 金	2,375	賞 与 引 当 金	6,238
貸 倒 引 当 金	△20	工 事 損 失 引 当 金	13
<b>固 定 資 産</b>	<b>78,209</b>	そ の 他	1,105
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>17,094</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,357</b>
建 物 及 び 構 築 物	7,280	リ ー ス 債 務	244
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	488	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,251
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,061	株 式 給 付 引 当 金	356
土 地	6,915	保 証 損 失 引 当 金	3
リ ー ス 資 産	323	そ の 他	501
そ の 他	25	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,705</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>8,064</b>	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	3,027	<b>株 主 資 本</b>	<b>100,519</b>
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	5,012	資 本 金	5,700
そ の 他	24	資 本 剰 余 金	6,286
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>53,049</b>	利 益 剰 余 金	91,138
投 資 有 価 証 券	21,604	自 己 株 式	△2,606
関 係 会 社 株 式	96	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>1,657</b>
長 期 貸 付 金	9	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,543
繰 延 税 金 資 産	7,698	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△885
長 期 預 金	20,200	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>102,176</b>
差 入 保 証 金	1,539	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>124,882</b>
長 期 リ ー ス 投 資 資 産	7		
そ の 他 金	1,901		
貸 倒 引 当 金	△8		
<b>資 産 合 計</b>	<b>124,882</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		75,219
売上原価		21,571
売上総利益		53,647
販売費及び一般管理費		38,141
営業利益		15,505
営業外収益		
受取利息	81	
受取配当金	231	
受取地代家賃	41	
助成金収入	7	
持分法による投資利益	37	
その他の他	131	531
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	0	
その他の他	0	1
経常利益		16,035
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	14	15
特別損失		
固定資産除却損	40	
その他の他	1	41
税金等調整前当期純利益		16,009
法人税、住民税及び事業税	5,319	
法人税等調整額	△584	4,734
当期純利益		11,274
親会社株主に帰属する当期純利益		11,274

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	5,700	6,286	84,890	△2,604	94,271
当期変動額					
剰余金の配当			△5,025		△5,025
親会社株主に帰属する当期 純利益			11,274		11,274
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		4	4
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	6,248	△1	6,247
当期末残高	5,700	6,286	91,138	△2,606	100,519

	その他の包括利益累計額			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,070	△1,033	1,036	95,308
当期変動額				
剰余金の配当				△5,025
親会社株主に帰属する当期 純利益				11,274
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	472	148	620	620
当期変動額合計	472	148	620	6,868
当期末残高	2,543	△885	1,657	102,176

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称  
株式会社TLP  
株式会社スカイコム  
TKC保安サービス株式会社  
TKCカスタマーサポートサービス株式会社  
株式会社TKC出版

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称  
アイ・モバイル株式会社  
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ①有価証券の評価基準及び評価方法
    - 1) 満期保有目的の債券  
償却原価法
    - 2) その他有価証券
      - a. 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - b. 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 2) 製品  
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 3) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
    - 4) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウエア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

2) その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

⑤保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

##### ①情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

##### ②ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

##### ③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

##### ④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
グループ通算制度を適用しております。

## II 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は15百万円であります。

## III 会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェアに係る収益認識

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	204

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

### ②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## IV 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

25,227百万円

## V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(百株)	当連結会計年度 増加株式数(百株)	当連結会計年度 減少株式数(百株)	当連結会計年度 末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	531,664	－	－	531,664
合計	531,664	－	－	531,664
自己株式				
普通株式	10,197	17	22	10,192
合計	10,197	17	22	10,192

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数17百株の増加は、単元未満株式の買取り17百株であります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数22百株の減少は、単元未満株式の売渡し0百株、役員報酬B I P信託による給付22百株であります。  
 3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,038百株を含めております。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年12月15日 定時株主総会	普通株式	2,669	51.00	令和5年9月30日	令和5年12月18日
令和6年5月10日 取締役会	普通株式	2,355	45.00	令和6年3月31日	令和6年6月11日

- (注) 1. 令和5年12月15日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。  
 2. 令和6年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年12月20日 定時株主総会	普通株式	2,879	利益剰余金	55.00	令和6年9月30日	令和6年12月23日

- (注) 令和6年12月20日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## VI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	21,041	21,041	—
(2) 長期預金	20,200	19,555	△644
資産計	41,241	40,596	△644

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額562百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額96百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「(1) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

#### レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

#### レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

#### レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和6年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,157	—	—	8,157
社債	—	12,884	—	12,884
資産計	8,157	12,884	—	21,041

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和6年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	19,555	—	19,555
資産計	—	19,555	—	19,555

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅶ 1 株当たり情報に関する注記

### 1. 1 株当たり純資産額

1,959円39銭

### 2. 1 株当たり当期純利益

216円21銭

(注) 1 株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬 B I P 信託導入に伴い設定された役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、203,800株であります。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、204,588株であります。

## Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## IX 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	17,300	9,471	－	26,771
ソフトウェア売上高	20,040	8,122	－	28,163
コンサルティング収入	7,591	1,093	－	8,684
オフィス機器売上高	4,510	3,067	－	7,578
会計用品売上高	1,024	－	－	1,024
印刷関連サービス収入	－	－	2,997	2,997
外部顧客への売上高	50,467	21,754	2,997	75,219

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、1,022百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,286百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

# 会社概要

1. 商 号 株式会社TKC
2. 英 文 社 名 TKC Corporation
3. 本 店 所 在 地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設 立 年 月 日 昭和41年10月22日
5. 資 本 金 57億円
6. 発行済株式の総数 53,166,466株
7. 従 業 員 数 連結：2,922名／個別：2,428名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（7拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 九州	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 福岡県古賀市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州	宮城県仙台市 埼玉県さいたま市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	データ・プリント・サービス、ビジネスフォーム企画・印刷・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

# 役員等の状況 (令和6年12月20日現在)

名誉会長	飯塚真玄
役員	
代表取締役 社長執行役員	飯塚真規
代表取締役 専務執行役員	飛鷹聡
取締役 専務執行役員	川橋郁夫
取締役 常務執行役員	伊藤義久
取締役 常務執行役員	河本健志
社外取締役	加藤恵一郎
社外取締役	渥美優子
社外取締役	加藤隆
常勤監査役	五十嵐康生
常勤監査役	岩井康治
社外監査役	妙中茂樹
社外監査役	原田伸宏

# 株主MEMO

- 1. 事業年度** 毎年10月1日から翌年9月30日まで
- 2. 定時株主総会** 毎年12月に開催します。
- 3. 単元株式数** 100株
- 4. 基準日** (1)定時株主総会・期末配当基準日  
毎年9月30日  
(2)中間配当基準日  
毎年3月31日
- 5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 6. 郵便物送付先・電話照会先** 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
- 7. 事務取扱場所** 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- 8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について** 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
- 9. 未払配当金の支払いについて** 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
- 10. 配当金計算書について** 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。  
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
- 11. 株主様のご住所・お名前に使用する文字に関するご案内** 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前に使用する文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。  
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。



